

発表事項

1 支払基金改革の進捗状況

2 審査関係訴訟事件

3 令和3年8月審査分の審査状況

4 令和3年9月審査分の特別審査委員会審査状況

5 その他

山本肛門科胃腸科事件（愛知）に係る最高裁判決（終結）

判決

令和3年9月10日 最高裁判所、原告（山本肛門科胃腸科）の上告棄却（終結）

最高裁判決の概要

- 1 大腸内視鏡検査実施に当たっての術前処置（ニフレック投与）に伴う入院料算定
➤ 「入院料」は、療養上必要であると認められない 支払基金勝訴

ニフレック（腸管内容物の排除）を投与したすべての患者に算定している入院料のうち、合併症のない患者に係る入院料は必要性が認められないとした査定を不服として、当該医療機関から、1件分（5,872円）の査定取り消しを求め提訴

- 2 本事例に伴う精神的苦痛に係る慰謝料の請求（審査委員を提訴）
➤ パワハラ的事实、不法行為は、証拠上認められない 支払基金勝訴

本件の査定は、担当審査委員の恣意的なものであるとし、当該審査委員に対し精神的苦痛に係る慰謝料（140万円）を請求

裁判の経緯

- ① 平成29年7月19日 山本肛門科胃腸科（愛知）から提訴
- ② 令和2年8月28日 第1審判決（名古屋地裁） → 一部敗訴（3案件のうち1件確定）
- ③ 令和3年3月18日 第2審判決（名古屋高裁） → 原告の控訴棄却（残り2案件）

	案件内容	名古屋地裁 (令和2年8月)	名古屋高裁 (令和3年3月)	最高裁 (令和3年9月)
1	大腸内視鏡検査（手術）の実施に当たり、術前処置（ニフレックの投与）を行った患者すべてに「入院料」を算定 →合併症のない患者に係る「入院料」を査定	支払基金 勝訴	原告の控訴 を棄却	原告の上告 を棄却
2	大腸内視鏡検査（手術）に係る術前検査の実施 →術前検査の実施から大腸内視鏡検査まで2週間を超えている場合に「術前検査」を査定	支払基金 敗訴 (控訴せず)	—	—
3	本件の査定は、担当審査委員の恣意的なものであるとして慰謝料を請求	支払基金 勝訴	原告の控訴 を棄却	原告の上告 を棄却